

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(平成28年12月31日まで保存)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)

各管区警察局長(総務監察・広域調整)部長

警 察 庁 丁 規 発 第 7 6 号
平 成 1 8 年 1 1 月 2 9 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第46号)は本年5月31日に公布され、また、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の一部を改正する政令」(平成18年政令第350号)は本年11月6日に公布され、そのうち、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の一部改正(別添1参照)及び駐車場法施行令(昭和32年政令第340号。以下「令」という。)の一部改正(別添2参照)については、それぞれ平成18年11月30日から施行することとされたところである。今回の改正の概要及びそれらに伴う交通警察の対応上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の概要

(1) 自動車の定義の見直し

法第2条(用語の定義)中第4号に規定する自動車については、自動二輪車を含むこととしたもの。

(2) 自動二輪車専用駐車場等に関する技術的基準の制定等

令第7条及び第8条において、路外駐車場である自動二輪車専用駐車場又は駐車場のうち専ら自動二輪車の駐車のために供する部分の技術的基準として以下の基準を追加したほか、所要の規定の整理を行ったもの。なお、路上駐車場に関する技術的基準については、改正されていない。

ア 出口付近の構造は、当該出口から1.3メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者の存在を確認できるようにすること。

イ 上記アのほか、路外駐車場の車路の幅員等に関する事項を定めたこと。

2 法及び令の改正に伴う市町村及び交通警察における対応

上記1のとおり、法の規定により設置等されることとなる駐車場については、改正前の自動車のほかに自動二輪車が含まれることとなること等に伴い、各都道府県警察においては、次の(1)に掲げる市町村における対応を踏まえて、次の(2)に掲げる対応が必要となることに留意すること。

(1) 市町村における対応

ア 現行の駐車場整備地区及び駐車場整備計画は、自動二輪車の駐車需要を前提とし

ていないため、市町村は、各都市の自動二輪車の駐車需要を勘案し、対応が必要と認められる区域について、駐車場整備地区に関する都市計画変更及び駐車場整備計画変更を行うこととなること。

イ 新たに一定の自動二輪車専用駐車場等を設置使用する場合、令に規定する構造及び設備の基準に適合することが必要となること。

ウ 法第20条第1項又は第2項の規定により、一定の施設等については駐車場の附置を条例で義務付けることができることとされているところ、自動二輪車の駐車施設を附置義務によって設置する必要がある場合については、当該条例の改正等を行うこととなること。

(2) 交通警察における対応

ア 上記(1)アを踏まえ、市町村において駐車場整備地区に関する都市計画及び駐車場整備計画が定められている場合であって、現在の駐車場の整備状況が自動二輪車の駐車需要を満たしていないと認められるときは、それらの変更について働き掛けるとともに、法第3条第2項又は第4条第3項若しくは第5項の規定等により意見を求められた際には、必要な意見を述べるなど適切な対応をすること。

イ 上記(1)イを踏まえ、路外駐車場である個別の自動二輪車専用駐車場等の設置に関する連絡調整に当たっては、上記1(2)アの規定のうち道路を接する出入口の構造等について、交通の安全と円滑を図る観点から必要な意見を述べるなど適切な対応をすること。

ウ 上記(1)ウを踏まえ、市町村において駐車場の附置に関する条例が定められている場合であって、現在の駐車場の整備状況が上記アと同様の状況にあると認められるときは、その改正について働き掛けること。

エ 現在、上記アに規定する駐車場整備地区に関する都市計画及び駐車場整備計画又は上記ウに規定する駐車場の附置に関する条例が定められていない市町村であって、当該地域における駐車需要等にかんがみそれらの策定又は制定の必要があると認められる場合については、当該市町村に対してその働き掛けること。

オ 上記アからエに規定する事項のほか、市町村から、駐車施設の確保等について、交通管理者の立場からの意見を求められた場合などには、積極的に意見を述べるなど所要の協力をすること。

カ なお、国土交通省においては、今回の駐車場法の改正に伴い、原動機付自転車の利用が可能な自転車等駐車場の整備についても支援措置を活用し、その整備推進が図られるようにすること及び当該改正が、当該自動二輪車のための駐車場における原動機付自転車の駐車を排除する趣旨でないことについて、それぞれ地方公共団体等に周知することとしているので、その旨を申し添える。

3 その他

上記1(1)及び(2)に伴い、標準駐車場条例の改正等も予定されているが、その内容等については、別途通知する。

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律
 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）<u>第一条第一項第九号に規定する自動車</u>をいう。</p> <p>五 略</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 二 略</p> <p>三 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第二項、第六条、第八条第二項及び第三項、第十三条第三項、第十五条第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同法第二十一</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）<u>第一条第一項第九号の自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）</u>をいう。</p> <p>五 略</p>

条、第二十二條第一項及び第八十七條の二の改正規定、第二條中建築基準法第六條第一項の改正規定、第三條、第六條、第七條中都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定並びに附則第三條、第四條第一項、第五條、第八條及び第十三條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(駐車場法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 特定路外駐車場(第三條の規定による改正後の駐車場法(以下「新駐車場法」という。) 第二條第二号に規定する路外駐車場のうち、大型自動二輪車又は普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下この項において同じ。) の駐車のためのもの又は道路交通法(昭和三十五年法律第五号) 第二條第一項第九号に規定する自動車(大型自動二輪車又は普通自動二輪車を除く。) の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル未満のものをいう。) であつて附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に存するものについては、新駐車場法第十一條の規定による基準は、適用しない。附則第一條第三号に掲げる規定の施行前にその工事に着手した建築、修繕又は模様替に係る特定路外駐車場についても、同様とする。

2 前項の規定は、当該特定路外駐車場について、附則第一條第三号に掲げる規定の施行後に増築、改築、建築基準法第二條第十四号に規定する大規模の修繕又は同條第十五号に規定する大規模の模様替を行う場合には、適用しない。

3 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際都市計画法第四條第二項に

規定する都市計画区域内において現に特定路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置している者についての新駐車場法第十二条及び第十三条の規定の適用については、新駐車場法第十二条中「あらかじめ」とあるのは「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」と、新駐車場法第十三条第一項中「供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務」とあるのは「業務」と、「当該路外駐車場の供用開始後十日以内に」とあるのは「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。この場合において、新駐車場法第二十二条中「第十二条、第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第十二条若しくは第十三条第一項（これらの規定を都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十三条第四項」とする。

改 正 案	現 行
<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二十一条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分</p> <p>ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分</p> <p>ハ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分</p> <p>（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以</p>	<p>（自動車の出口及び入口）</p> <p>第七条 自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二十一条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。</p> <p>一 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分</p> <p>二 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分</p> <p>三 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）</p>

内の部分を含む。）

二 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上、一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのもの

四 橋

五 幅員が六メートル未満の道路

六 縦断勾配が十パーセントを超える道路

を除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外
駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（
特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止め^{ニホ}その他
これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車の特
別の部分と区分されたものに限る。）一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はそ
の部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又
はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必
要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、
国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の
確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ・ロ 略

二 略

3 略

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分
（当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又はその部分に該
当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を
設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が
当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がな
いと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号に掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ・ロ 略

二 略

3 略

4 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、自動車の出口及
び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少な
い道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を
及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りで
ない。

5 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外
駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

- 一 自動車が目滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- 二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はそ

それらの間隔を道路に沿って十メートル以上としなければならない。ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。

6 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上としなければならない。

7 自動車の出口付近の構造は、当該出口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路）

第八条 路外駐車場には、自動車が目滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。

2 自動車の車路の幅員は、五・五メートル以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあつては、三・五メートル（当該車路に接し

の部分の区分に応じ、当該イから八までに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分
二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分）（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）
の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。）
三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分
五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上

三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第一条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

て駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては、二・七五メートル（以上とすることができる。）

3 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第一条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路の構造は、前二項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

二 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が五メートル以上の内径半径で回転できる構造であること。

三 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

四 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

二 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。